

特例民法法人に該当するか否かの試算

(1) 国からの補助金・委託費等の2分の1以上を第三者に交付する特例民法法人
該当なし

(2) 国からの補助金・委託費等による収入額が年間収入額の3分の2以上を占める特例民法法人
該当なし

[計算式]

(補助金91,593千円+委託費27,617千円)÷年間収入額583,944千円 \approx 0.204 < 2÷3